



## 揺れる会計監査

制度調査部

齋藤 純

### 信頼回復に向け会計士協会などが対策を発表

#### 【要約】

カネボウの粉飾決算に担当会計士が加担していたことが明らかになり、監査制度に対する信頼性が大きく揺らいでいる。

2003年に公認会計士法が改正され、担当会計士のローテーション制度や、公認会計士・監査審査会による品質管理レビュー等のモニタリング制度が導入されたばかりだが、監査制度に対する信頼性が急激に低下していることから、新たな対応を余儀なくされた。

日本公認会計士協会では、継続監査期間の短縮など、監査に対する信頼回復に向けた対策を打ち出した。そのほか、企業会計審議会では、監査基準を見直すとともに、監査の品質管理に関する規定を「品質管理基準」として独立させる改正を行っている。

昨年、表面化したカネボウによる粉飾決算事件は、2005年9月、当時の担当会計士が粉飾に関与したとして逮捕されるという事態に発展した。監査の信頼性向上に向けた対策はこれまでも何度か実施されてきたが、類似の不正会計の事例は後を絶たない。カネボウの粉飾決算事件にしても、経営再建のために産業再生機構が関与したことで初めて発覚したと言われており、監査法人にとっての“商品”である監査の品質が問われている。一体、監査制度のどこに問題があるのだろうか。

図表1 近年問題となった企業情報の開示に関する主な事例

	表面化した時期	問題の概要
足利銀行	2003年10月	繰延税金資産の過大計上等が問題に。2003年11月29日、一時国有化を決定。 2005年9月16日、繰延税金資産の過大計上等を看過し違法配当を行ったとして、足利銀行が当時の監査役及び監査法人を相手取り、損害賠償請求訴訟を提起。
西武鉄道	2004年10月	大株主の株式保有比率を、有価証券報告書に過少記載。2004年12月17日をもって上場廃止。
アソシエント・テクノロジー	2004年10月	資産の過大計上及び費用の繰延べ。 2005年1月2日(最終取引日は2004年12月30日)をもって上場廃止。
三谷産業	2004年10月	転貸リース取引等に係る過年度の売上げの過大計上及び売上原価の過少計上。
伊豆箱根鉄道	2004年10月	大株主の株式保有比率を、有価証券報告書に過少記載。2004年12月26日をもって上場廃止。
カネボウ	2004年10月	実態のない取引による売上げの過大計上、及び費用の繰延計上。実質的な連結子会社である会社の連結外し。 2005年6月13日をもって上場廃止。 2005年9月13日に監査を担当した会計士が逮捕。

(出所)大和総研制度調査部作成

### 2003年に公認会計士法を大幅に改正

近年の監査制度に関する大規模な見直しとしては、2003年の公認会計士法の改正がある。この改正は、エンロン社による不正会計事件を機に米国で成立したサーベンス＝オクスリー法(企業改革法)の影響を受けたものである。

企業と監査人との間に“なれ合い”が生じるのを防ぐため、担当会計士にローテーション制度を導入し、同一の企業を継続して監査する期間を最長7年に制限。また、監査法人等が行った監査をチェックする仕組みとしては、日本公認会計士協会による「品質管理レビュー<sup>1</sup>」があるが、この品質管理レビュー等を重ねて検証する仕組みとして、公認会計士・監査審査会によるモニタリング制度<sup>2</sup>も導入された。

しかし、改正法は2004年4月の施行からあまり時間が経っていない。その上、担当会計士のローテーション制度における継続監査期間は改正法施行時から起算するため、旧法下での監査期間は計算に含まれない。その結果、2005年度において継続監査期間が7年を超える会計士の数は、4大監査法人だけでも305人(20年超も32人)も存在する。また、公認会計士・監査審査会による品質管理レビューのモニタリングも、まだ2004年度の1回しか行われておらず、法改正による対策が十分に機能しているとは言い難い。そんな中、カネボウの粉飾決算事件は表面化した。

### 信頼回復に向け新たな対策

会計監査に対する利用者の信頼が大きく低下していることを受け、金融庁が主体となり、信頼回復に向けた対策が打ち出された(図表2参照)。

担当会計士のローテーションは、4大監査法人の主任会計士を対象に、継続監査期間を5年に短縮するとともに、インターバル期間を5年に拡大(現行2年)。会計監査の基本規定である「監査基準」についても、監査の品質確保のため、品質管理に関する規定を「品質管理基準」として独立させた。

「品質管理基準」では、品質管理の社内体制として監査法人に品質管理システムの整備を義務付け、監査の品質を日常的にモニタリングすることにより、品質管理上の不備の是正を求めているほか、監査法人が交替する際の確実な引継ぎ(特に重要な虚偽表示等に関する情報)などを義務付けている。

また、通常の計画を繰り上げて品質管理レビューを緊急実施し、それを受けて、公認会計士・監査審査会が品質管理レビューのモニタリングを行うことも打ち出した。

### 企業側での対応も必要

しかし、今回の対策が実施に移されても、状況が一気に改善するとは考えにくい。というのも、財務諸表を作成する第一義的な責任はあくまでも経営者にあるためである。今回打ち出された対策は、そのほとんどが監査を行う側の規制を強化するものであり、企業開示情報に対する信頼性を高めるためには、企業側での対応も必要と考えられる。

もっとも、企業側での対応についても検討が進められている。企業会計審議会では、企業が適正な

<sup>1</sup> 監査法人等が適正な手続きに従い監査を実施しているか、日本公認会計士協会がチェックする制度。監査法人等は、原則として3年に1回のペースで品質管理レビューの対象となり、レビューの結果必要がある場合には監査法人等に対し改善勧告書が送付される。導入当初は日本公認会計士協会の自主規制との位置付けであったが、2003年の公認会計士法改正に伴い、公認会計士法の下制度となった。

<sup>2</sup> 品質管理レビューの結果報告をもとに、品質管理レビューが適切に実施されているか、監査法人等による監査が適切に行われているか、検証を行う制度。必要に応じて協会や監査法人等への立入検査等も行われる。

ディスクロージャーを行うための仕組みとして、「財務報告に係る内部統制<sup>3</sup>」の整備を経営者に課すことを検討している。経営者は、自社の内部統制が有効に機能しているか評価した結果を「内部統制報告書」として開示し、内部統制報告書について会計士の監査を受けることが予定されている。早ければ 2008 年 3 月期から適用の可能性もある。

図表 2 会計監査の信頼回復に向けた主な対策

1. ローテーション期間の短縮の要請
  - 4 大監査法人の主任会計士を対象に、継続監査期間を最長 5 年(公認会計士法ベースでは 7 年)、インターバル期間を 5 年(同 2 年)とすることを要請する。
  - 4 大監査法人の主任会計士以外の会計士や 4 大監査法人以外の会計士は、公認会計士法の規定による。
2. 品質管理レビューの緊急実施
  - 4 大監査法人を対象に品質管理レビューの計画を繰り上げ、緊急に実施する。品質管理レビューの結果を公認会計士・監査審査会に報告し、同審査会による品質管理レビューのモニタリングの早急な実施に協力する。
3. 監査ホットラインの創設
  - 日本公認会計士協会に会計不祥事等に関する情報受付窓口を設置する。会計士又は一般を問わず、メールや FAX、郵便により情報を受け付ける。
4. 不当に低廉な監査報酬に対する対応
  - 監査の品質を維持するには、本来、相当な監査時間の投入が必要である。不当に低廉な監査報酬での監査は、監査の品質低下や信頼性の喪失に繋がることから、適正な監査時間・報酬の確保に向けた対応を強化する。
5. 監査基準の改訂と品質管理基準の新設
  - 監査の品質管理の厳格化などを目的に、監査基準から品質管理に関する規定を独立させ、「品質管理基準」として設定する。監査法人等に対して、監査契約の締結から監査報告書の発行までのそれぞれの過程を検証する「品質管理システム」の整備・運用を義務付ける。

1. ~ 4. は、金融庁等からの要請に基づき日本公認会計士協会が自主ルールとして打ち出したもの、  
5. は、企業会計審議会で検討し 10 月 28 日に公表したものである。  
(出所)各種資料に基づき大和総研制度調査部作成

<sup>3</sup> 企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準(公開草案)」では、内部統制を、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全の達成のために、企業内のすべての者によって遂行されるプロセスであり、6 つの基本的要素(統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、IT の利用)から構成される、と定義している。

財務報告に係る内部統制とは、財務報告の信頼性を確保するための内部統制である。